

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【公開番号】特開2015-143421(P2015-143421A)

【公開日】平成27年8月6日(2015.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2015-050

【出願番号】特願2014-16670(P2014-16670)

【国際特許分類】

E 03 D 11/02 (2006.01)

【F I】

E 03 D 11/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

衛生設備機器の排水路の内部と連通して外部に開口した掃除口を塞ぐ掃除口蓋であつて、

前記掃除口の内径寸法より大きく前記掃除口の外側から差し込んで前記排水路の内側面に係止する差込部と、

前記掃除口の内径寸法より大きく前記掃除口の外側端面に当接シールして前記掃除口を塞ぐシール部と、

前記掃除口の内径寸法より小さく前記差込部と前記シール部との間を繋いでその内部が前記排水路と非連通の筒状の連繫部と、を有し、弾性部材で形成されたパッキン部材と、

前記シール部に設けられた開口部から挿入されることで前記連繫部内に配設され、前記差込部と前記シール部とに係止し、前記差込部と前記シール部とが近接するように移動させて前記掃除口に挟持固定するための挟持固定部材と、を備え、

前記差込部の内部には、前記挟持固定部材が前記開口部への挿入方向へ移動可能な空間を備えた収納部と、前記開口部への挿入方向における前記挟持固定部材の移動を規制し、前記挟持固定部材を支持する自立補助部が設けられていることを特徴とする衛生設備機器の掃除口蓋。

【請求項2】

前記自立補助部は前記挟持固定部材の外径寸法より小さい内径寸法に構成されていることを特徴とする請求項1に記載の衛生設備機器の掃除口蓋。

【請求項3】

前記自立補助部は、内径寸法が前記挟持固定部材の外径寸法より大きい格納部と、内径寸法が前記挟持固定部材の外径寸法より小さくなるように、前記格納部と前記収納部との間に前記パッキン部材の内側へ周設された突起部と、を備えていることを特徴とする請求項1に記載の衛生設備機器の掃除口蓋。

【請求項4】

前記収納部は、前記挟持固定部材が径方向に移動可能な空間を備え、

前記収納部の少なくとも一部が、前記挟持固定部材の前記開口部への挿入面と当接されることで、前記自立補助部が形成されることを特徴とする請求項1に記載の衛生設備機器の掃除口蓋。

**【請求項 5】**

前記自立補助部と前記収納部とは傾斜面を介して連結されていることを特徴とする請求項1乃至3の何れか1項に記載された衛生設備機器の掃除口蓋。

**【請求項 6】**

前記挟持固定部材は、前記シール部に設けられた前記開口部から前記差込部まで挿入される挿入部と、前記挿入部に螺合接続されるねじと、前記開口部より大きな外径寸法を有し、前記ねじの頭の外径より小さく開口したねじ挿通孔を備えたキャップと、を備え、

前記キャップは、前記ねじの頭が挿通可能に開口したねじ用孔を備えたキャップ本体と、前記キャップ本体の外側に配置され、前記ねじ用孔の外径より大きな外径寸法を有し、前記ねじ挿通孔及び前記ねじ挿通孔から外径に向けて切り欠かれたスリット部を有する座金と、から構成されていることを特徴とする請求項1乃至5の何れか1項に記載された衛生設備機器の掃除口蓋。

**【請求項 7】**

請求項1乃至5の何れか1項に記載の掃除口蓋を備えた衛生設備機器。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上述した目的を達成するために、本発明は、衛生設備機器の排水路の内部と連通して外部に開口した掃除口を塞ぐ掃除口蓋であって、前記掃除口の内径寸法より大きく前記掃除口の外側から差し込んで前記排水路の内側面に係止する差込部と、前記掃除口の内径寸法より大きく前記掃除口の外側端面に当接シールして前記掃除口を塞ぐシール部と、前記掃除口の内径寸法より小さく前記差込部と前記シール部との間を繋いでその内部が前記排水路と非連通の筒状の連繫部と、を有し、弾性部材で形成されたパッキン部材と、前記シール部に設けられた開口部から挿入されることで前記連繫部内に配設され、前記差込部と前記シール部とに係止し、前記差込部と前記シール部とが近接するよう移動させて前記掃除口に挟持固定するための挟持固定部材と、を備え、前記差込部の内部には、前記挟持固定部材が前記開口部への挿入方向へ移動可能な空間を備えた収納部と、前記開口部への挿入方向における前記挟持固定部材の移動を規制し、前記挟持固定部材を支持する自立補助部が設けられていることを特徴としている。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明において、好ましくは、前記挟持固定部材は、前記シール部に設けられた前記開口部から前記差込部まで挿入される挿入部と、前記挿入部に螺合接続されるねじと、前記開口部より大きな外径寸法を有し、前記ねじの頭の外径より小さく開口したねじ挿通孔を備えたキャップと、を備え、前記キャップは、前記ねじの頭が挿通可能に開口したねじ用孔を備えたキャップ本体と、前記キャップ本体の外側に配置され、前記ねじ用孔の外径より大きな外径寸法を有し、前記ねじ挿通孔及び前記ねじ挿通孔から外径に向けて切り欠かれたスリット部を有する座金と、から構成されている。